

梅津新聞

(近世編②)

2020年
8月11日 曜日

常陸太田市郷土資料館
(西二町 2186)
TEL:0294-72-3201

過酷な検地「寛永検地」

水戸藩の領地は、佐竹氏の国替え直後に行われた備前検地に基づいて決められており、頼房はこの検地の後に藩主になつたため、領内を把握しきれていませんでした。このことから、寛永18年(1641)、水戸藩による初めての検地が行なわれました(寛永検地)。この検地は、その後200年間の藩の土地制度の基礎となる、重要な意味をもつものでした。

それでは、どのように寛永検地が行われていったのでしょうか。検地が始まる前年の寛永17年12月、水戸藩は「掟」三か条、「定」五か条を制定しました。まず「掟」の内容は次のとおりです。

第1条 もし隠田※1を持つてゐる者がいれば死罪とする。(隠田の取り締まり)

第2条 他人が隠田を持つてゐることを知

らせた者は、3年間年貢を納めなくてもよい。(隠田の摘発)

第3条 隠田や、検地からもれた田畑を持つてゐると他人から訴えられた場合、訴えられた村は罰金を支払わなければならない。

この「掟」から、検地の時には隠田を密告させてまで見つけ出し、領内の田畑をすみずみまで検地帳に登録して確実に年貢を取り立てようとする厳しい姿勢を見ることができます。

続いて「定」五か条ですが、これは検地に携わる役人に対する手当てなどが

水戸藩二ぼれ話

こんなに厳しかった「寛永検地」

「寛永検地」が過酷と言われた理由のひとつに、基準となる間竿(一間の長さを示す竿のこと。間とは長さの単位)を短くしたことが挙げられます。これにより納める年貢が増えてしまいました。

これまで一間を6尺3寸(約1.9m)としてきたけれど、寛永検地では6尺(約1.8m)にしたんだ。



一間の長さが変わったことで、同じ土地なのに面積が1.1倍になる

年貢UP!



定められています。一方で、検地にあたってはえこひいきをせず、金品や酒などのもてなしを受けてはならないこと、また、庄屋などはわずかの土地でも隠さず案内することといった内容が盛り込まれていきます。さらに、ため池や用水、農道が置けるような場所は検地帳に登録させ、将来の開発に備えようとしていました。

「掟」と「定」を見てもわかるとおり、寛永検地は厳しく徹底されたものであったため、過酷な検地であったと農民の間に語り伝えられています。

※1 隠田：検地の時登録せず隠し持つ、つまり領主に知られないため、年貢を納めなくてもよい田畑のこと。

水利事業の立役者「永田茂衛門・勘衛門」

寛永18年(1641)、長雨や冷害のために大凶作となり、飢饉※1がおこりました。さらに正保年間(1644〜47)には長期間雨が降らず干ばつに見舞われ、稲作に被害をもたらしました。度重なる不作に苦しむ水戸藩は、農業生産力を上げるため、灌漑※2、用水施設を造り、水田の面積を広げることにより力を注ぎました。水戸藩は早くから水利事業の開発に力を入れており、例えば寛永検地の後、各奉行宛てに「当分多大の出費が予想されても、後世のためによいことであれば遠慮なく申し付けて工事を起こすよう」と指示したほどでした。

水戸藩の水利事業に大きくかかわったのが、永田茂衛門・勘衛門父子です。永田家は甲斐国(現在の山梨県)武田氏の家臣で、もともと金山の採掘を行ってました。武田氏が滅亡した後は徳川家に仕え、寛永年間(1624〜43)の末頃、町屋村の金山を採掘するため、当地にやってきました。そしてその土木

技術を高く評価され、水利事業に抜擢されたのでした。

永田父子がかかわった施設は、久慈川流域では辰ノ口（常陸太田市・常陸

大宮市）、岩崎（常陸大宮市）、那珂川

は小場（同市）の三大江堰^{※3}、水戸城下

の笠原水道（水戸市）の他に、常陸太田

市内では田渡堰・茅根堰・山寺水道など

が挙げられます。

山寺水道は2代藩主光圀が建立した

久昌寺のために開設された水道にな

ります。久昌寺は元々稲木町の山の斜面

に建立されましたが、地下は岩盤のため

湧き水もなく、地質の関係で地下水をく

み上げることができず、近くの集落地

でも地下水をくみ上げるような井戸が

まったくなくないような場所でした。そのため

住職たちの飲用水を確保することを

目的に、上水道の計画がなされたので

す。山寺水道は、稲木町・天神林町台

地の地下水を水源とし、全長2キロの

岩を掘ったトンネル式の水路です。高さ

1・6メートル、幅1・3メートルのかまぼこ型

をし、底には幅・深さともに30センチの

溝が掘られています。当時の土木技術の

高さをうかがい知ることができる遺構

として、茨城県の文化財に指定されてい

ます。なおこの山寺水道を含む事業の功

績が認められ、勘衛門（2代目茂衛門）

は光圀から円水の号を与えられました。

※1 飢饉：異常気象や火山の噴火など

で作物がとれず、人々が苦しむこと。

※2 灌漑：河川や地下水などから、人

工的に農地に水を引き入れ、または排水

すること。

※3 江堰：堰とは河川を横断してつく

られる堤防で、堰と水路を組み合わせた

施設を江堰といいます。堰で止めた河川

の水が水路から水田に流れるしくみで

す。



【茨城県指定文化財】
山寺水道

こんなものを作っていたよ！水戸藩の特産品

江戸時代、水戸藩で作られた主な商品作物（商品として売られることを目的として栽培される農作物）を紹介し

煙草 慶長13年（1608）赤土村の僧
宥範が江戸から種を持ち帰り、弟子の金田
次兵衛に作らせたのが始まりと言われて
います。水戸藩北部（特に水田の少ない山
間部）に広まり、煙草の名産地として発展
しました。

製紙 製紙業は、紙すきに必要の清流の流
れている川沿いに多く、特に西ノ内紙（常
陸大宮市・県指定文化財）が有名です。当
市でも西河内村・町屋村・大門村で盛んに
作られていました。

紅花 天明年間（1781～88）に商人
の羽部庄左衛門が栽培をはじめたのがき
っかけでした。当地方の気候や土質が紅花
栽培に適していて、さらに麦作の3倍の
収益があったことから、太田村から
額田村にかけて一大生産地になるまで
発展しました。

凍みこんにやく 水府地方北部の山間部
は、こんにやくの生産地として知られてい
ました。このこんにやくを寒い時期に藁の
上に並べ、水をかけて自然凍結・解凍を繰
り返して作ります。この製法は天下野村の
木村謙次が丹波国（現在の京都府・兵庫
県）から持ち帰ったもので、今では茨城県
でも3軒ほどしか生産していない、幻の食
材です。

文化財紹介

市指定文化財 東染文書

守り継がれてきた歴史の語り部

「歴史」を学ぶということは、過去

に起こったことを明らかにすることで

す。しかしタイムマシンが開発されて

いないこの時代、どうやって過去のこ

とを知るのでしょうか。それが山寺水

道のように昔の形がそのまま残った

遺構であり、土の中に眠っていた遺物

であり、昔の人が記録した史料（古文

書）なのです。

常陸太田市東染町には、江戸時代

初めからの東染地区に関する文書が1

875点伝えられています。これらは

毎年地元の人たちによって虫干しが行

われ、現在まで残ってきました。この

中には「寛永検地」が行われた記録も

残されています。

普段は公開して

いませんが、毎

年10月に行わ

れる「集中曝

涼」で見ること

ができます。

